

南三陸町下水道事業経営戦略

平成29年3月
南三陸町上下水道事業所

目 次

特定環境保全公共下水道

1. 事業概要	1
経営比較分析表	3
2. 経営の基本方針	4
3. 投資・財政計画	4
投資・財政計画（特定環境保全公共下水道）	5
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	8

漁業集落排水事業

1. 事業概要	9
経営比較分析表	11
2. 経営の基本方針	12
3. 投資・財政計画	12
投資・財政計画（特定環境保全公共下水道）	13
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	16

南三陸町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南三陸町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度(14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	18.69人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1地区(伊里前地区)		
処理場数	1箇所(歌津浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年9月事業計画の見直しを行い、防集中学校上団地及び柘沢団地計約8.1haを取り込んだ計画に見直し、平成28年2月より段階的に供用開始している。今後、全体計画を見直し区域縮小を実施する予定である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料: 10m ³ まで 1,700円 超過使用料: 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき210円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき225円 30m ³ を超え50m ³ までの分 1m ³ につき235円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ につき250円 100m ³ を超える分 1m ³ につき260円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,990円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,676円
	平成26年度	4,104円		平成26年度	4,798円
	平成27年度	4,104円		平成27年度	4,884円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道事業所下水道係は平成28年度現在5名(正規職員2名・町任期付職員2名・派遣職員1名)で、業務は下水道災害復旧業務、下水道施設維持管理業務、下水道各種申請業務、浄化槽に関する申請・補助金交付業務等である。近年、業務の大部分を占めている災害復旧業務が完了することに伴い、職員数の見直しを行っていくこととしている。
事業運営組織	該当なし。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	包括的民間委託を平成21年度より実施し、施設運営経費の削減に努めている。
	イ 指定管理者制度	包括的民間委託を実施しており、指定管理者制度については未検討。
	ウ PPP・PFI	包括的民間委託を実施しており、指定管理者制度については未検討。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	小規模施設のため費用対効果が図れないと判断しているが、引き続き情報収集を行い利用の可否について検討する。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を次頁に添付します。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

経営比較分析表

宮城県 南三陸町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	7.92	77.83	4,104

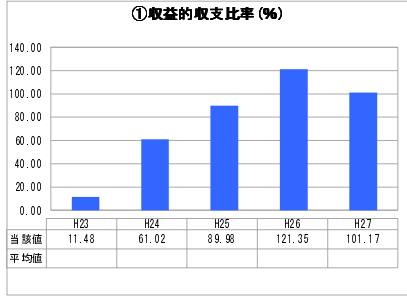
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,806	163.40	84.49
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,086	0.58	1,872.41

グラフ凡例

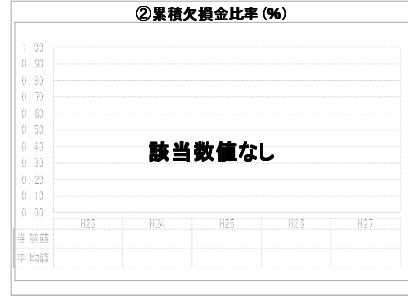
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

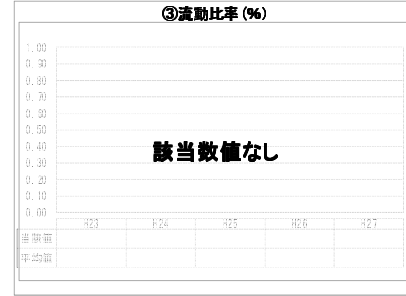
1. 経営の健全性・効率性



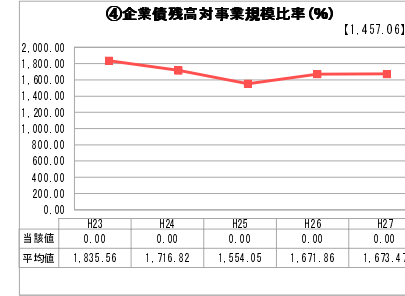
「単年度の収支」



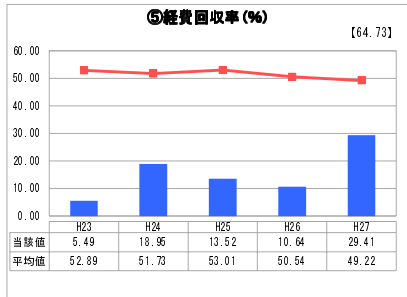
「累積欠損」



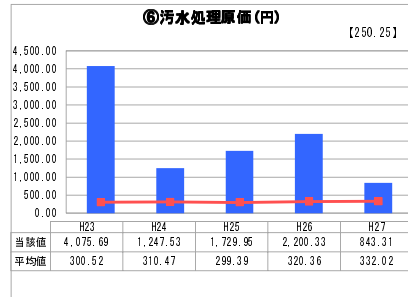
「支払能力」



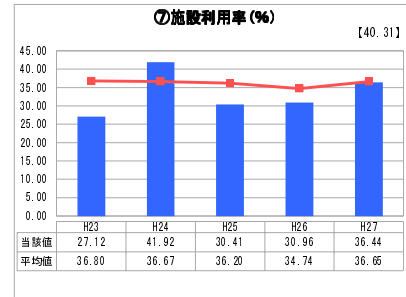
「債務残高」



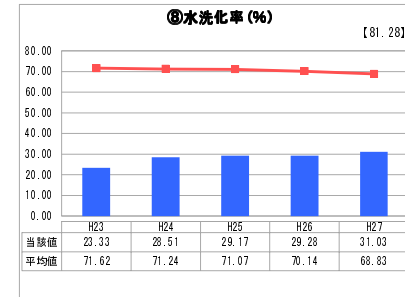
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

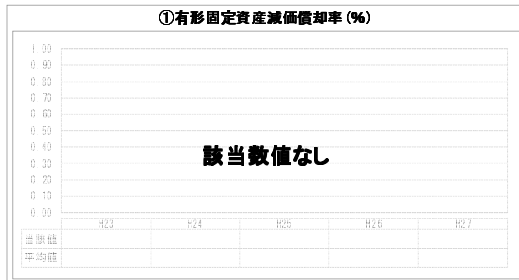


「施設の効率性」

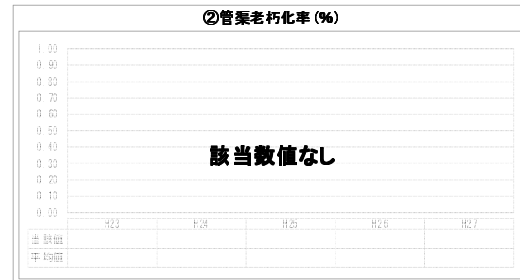


「使用料対象の捕捉」

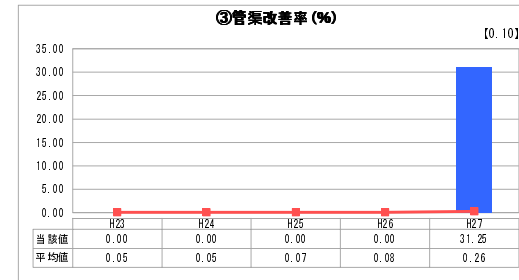
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 収益的収支比率は、東日本大震災以降、経費削減に努めた結果、100%に達している。
- 企業債残高対事業規模比率は、経費削減に努めているものの、一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況である。
- ⑤～⑧の各指標についても、復興事業及び住宅再建の進捗（災害公営住宅への入居や防災集団移転の本格化等）による有収水量、人口の回復や経費削減等の経営努力により類似団体平均に近づいていると考える。今後も、復興事業及び住宅再建の動向を注視し、経営の健全化を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

- 平成26年度から長寿命化計画を策定した上で処理場及びマンホールポンプの修繕、更新を計画的に実施しており、平成29年度に完了見込みである。
- 管渠については、平成27年度に沿岸部の復旧復興事業によるものがあり、今後も順次見込まれるが、その他のものは法定耐用年数に達しておらず、不具合も生じていないことから、引き続き適切な維持管理に努めている。

全体総括

- 復興事業及び住宅再建の進捗に合わせ、有収水量や人口は回復傾向にあるものの、当該事業等は実施途上のため、復興完了時点における有収水量等を把握できないため、引き続き経費削減等の経営努力を進めつつ、復興が一段落した段階で、改めて経営状況を把握し、健全で効率の良い経営を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

<運営基盤の向上>

将来人口の減少、節水型設備の普及による有収水量の減少が確実視される中で、益々厳しい経営が想定される。長期的な視野に立って徹底した経営の効率化・健全化を図る。

<汚水の適正な処理>

快適で衛生的な生活を守るため汚水を適正に処理するために必要な施策を図る。

<水洗化の促進>

公共用水域の水質保全のため下水道未接続者への周知に努める。

<地方公営企業法適用の検討>

人口3万人以上の団体については、平成32年4月までに公営企業会計へ移行を推進されており、3万人未満の団体については、出来る限り移行することとされている。当町においても、メリット、デメリットを整理し移行の可否について検討する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	157,065	78,012	80,007	75,319	65,314	68,534	68,105	68,337	68,297	68,258	68,218	68,064	
		(1) 営 業 収 益 (B)	7,939	9,606	11,298	12,556	12,590	12,462	12,304	12,155	12,008	11,829	11,646	11,466	
		ア 料 金 収 入	7,459	9,353	11,233	12,491	12,525	12,397	12,239	12,090	11,943	11,764	11,581	11,401	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	480	253	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	
		(2) 営 業 外 収 益	149,126	68,406	68,709	62,763	52,724	56,072	55,801	56,182	56,289	56,429	56,572	56,598	
		ア 他 会 計 繰 入 金	149,126	68,394	68,709	62,763	52,724	56,072	55,801	56,182	56,289	56,429	56,572	56,598	
	イ そ の 他		12												
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	94,630	42,391	40,517	38,225	31,625	35,289	34,293	33,948	33,322	32,685	32,037	31,377	
		(1) 営 業 費 用	53,285	31,798	30,491	28,776	22,762	27,023	26,635	26,908	26,911	26,914	26,917	26,920	
		ア 職 員 給 与 費	8,421	7,832	13,930	11,585	7,596	7,596	7,596	7,596	7,596	7,596	7,596	7,596	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	44,864	23,966	16,561	17,191	15,166	19,427	19,039	19,312	19,315	19,318	19,321	19,324	
		(2) 営 業 外 費 用	41,345	10,593	10,026	9,449	8,863	8,266	7,658	7,040	6,411	5,771	5,120	4,457	
ア 支 払 利 息		11,391	10,593	10,026	9,449	8,863	8,266	7,658	7,040	6,411	5,771	5,120	4,457		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	29,954														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		62,435	35,621	39,490	37,094	33,689	33,245	33,812	34,389	34,975	35,573	36,181	36,687		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	195,129	99,528	17,304	88,765	3,757	3,798	3,839	3,880	3,922	3,964	4,007	4,051	
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	5,423	27,992	6,980	26,455	3,495	3,536	3,577	3,618	3,660	3,702	3,745	3,789	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	189,611	68,588	3,250	61,000									
		(6) 工 事 負 担 金		2,948	7,074	1,310	262	262	262	262	262	262	262	262	
	(7) そ の 他	95													
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	248,457	362,185	228,099	364,859	36,446	37,043	37,650	38,268	38,897	39,537	40,189	40,737	
		(1) 建 設 改 良 費	189,611	327,469	192,817	329,000									
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	34,805	34,716	35,282	35,859	36,446	37,043	37,650	38,268	38,897	39,537	40,189	40,737	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
イ そ の 他	24,041														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 53,328	△ 262,657	△ 210,795	△ 276,094	△ 32,689	△ 33,245	△ 33,811	△ 34,388	△ 34,975	△ 35,573	△ 36,182	△ 36,686		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	9,107	△ 227,035	△ 171,305	△ 239,000	1,000							
積 立 金	(K)		3	2										
前年度からの繰越金	(L)		3,047	243,468	202,939	240,000		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	12,151	16,431	31,634	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)			10,000	10,000									
実 質 収 支	(N)-(O)	黒 字 (P)	12,151	6,431	21,634	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		赤 字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		121	101	106	102	96	95	95	95	95	95	94	94
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)		(S)	7,939	9,606	11,298	12,556	12,590	12,462	12,304	12,155	12,008	11,829	11,646
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)		642,184	607,468	572,186	536,327	499,881	462,838	425,188	386,920	348,023	308,486	268,297	227,560

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
	(決算)	(決算)												
収益的収支分			149,126	68,394	68,709	62,763	52,724	56,072	55,801	56,182	56,289	56,429	56,572	56,598
うち基準内繰入金			42,279	41,409	41,483	41,471	41,459	41,446	41,433	41,420	41,407	41,394	41,380	41,252
うち基準外繰入金			106,847	26,985	27,226	21,292	11,265	14,626	14,368	14,762	14,882	15,035	15,192	15,346
資本的収支分			5,423	27,992	6,980	26,455	3,495	3,536	3,577	3,618	3,660	3,702	3,745	3,789
うち基準内繰入金			3,592	2,803	2,193	1,900	1,922	1,945	1,967	1,990	2,013	2,036	2,060	2,084
うち基準外繰入金			1,831	25,189	4,787	24,555	1,573	1,591	1,610	1,628	1,647	1,666	1,685	1,705
合 計			154,549	96,386	75,689	89,218	56,219	59,608	59,378	59,800	59,949	60,131	60,317	60,387

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

< 災害復旧事業 >

平成23年度より着手している下水施設の災害復旧事業については、本年度で撤去工以外は概ね完了する見込みとなっており、今後は、国道事業等の進捗に合わせ、既設管の撤去工事を実施し、平成29年度の完了を目指す。

< 社会資本整備総合交付金事業 >

平成26年度に長寿命化計画を策定し、平成29年度までの4ヶ年計画で長寿命化対策を実施している。計画的な長寿命化対策の実施により、コスト縮減効果が期待できる。

② 収支計画のうち財源についての説明

< 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項 >

平成28年2月より復興住宅及び伊里前保育所エリアを供用開始、同年4月からは防集戸建エリアを供用開始し、住宅再建の進捗に合わせ使用料収入も増加している。今年度までに防集2地区及び伊里前復興住宅入居予定者のうち、約8割の方が住宅再建を完了する見込みであり、残る2割の方も平成29年度には再建が完了すると見込んでいる。また、平成29年3月には、宮城県漁業協同組合歌津支所、同年4月には伊里前復興商店街のオープンを予定している。更には国道南側用地においても、災害復旧事業により下水道整備を計画しており、ここ数年は、使用料収入は増加傾向にあると予想した。

一方で、本町の経費回収率は、年々改善はしてはいくものの汚水処理原価に対し十分な使用料収入を上げることができておらず厳しい経営を続けている状況である。

下水道経営の原則は独立採算性であることから、この汚水処理費を賄うには下水道使用料の改定も検討せざるを得ない状況であるが、本町の料金設定は、県内で最も高く、近隣団体と比較してもかなりの差が生じている。更には、料金の引き上げを行うことは水洗化を妨げる大きな要因ともなりえることから、使用料の改定には慎重を期する必要がある。

< 国庫補助金 >

災害復旧事業: 100%国負担。

社会資本整備総合交付金事業: 50%国、50%町負担。

< 繰入金 >

東日本大震災による料金収入の著しい減収により一般会計からの繰入金が震災前より増加しているが、災害復旧事業及び防災集団移転事業等の完了に伴う住宅再建の完了により料金収入の増収が見込まれることから、一般会計繰入金の減額が見込まれる。しかし、繰入金は国が示す繰出基準に基づく繰入が理想的であるが、経営の安定を図るため基準外繰出金を見込んでいる。これは、汚水処理原価に対して十分な使用料収入を上げられない状況が影響しているものである。上記の理由から使用料の早期改定は見込めないため、汚水処理原価削減に努め基準外繰出額の縮減を図り、経営の安定を図るものである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

< 職員給与に関する事項 >

平成29年度までは、災害復旧事業及び社会資本整備総合交付金事業を実施しているが、平成30年度以降は維持管理が主な業務となっている。平成21年度より包括的民間委託を実施しており事務の効率化を図っていることから、当該会計で計上する職員数は1名とし、平成22年度から平成27年度までの平均から給与費を算定した。

< 動力費に関する事項 >

平成29年度以降は平成22年度から平成27年度までの平均から動力費を算定した。

< 修繕費に関する事項 >

平成29年度まで実施する災害復旧事業及び社会資本整備総合交付金事業により修理・更新を実施したことにより、計画期間内での大規模な修繕はないものと想定した。

< 委託費に関する事項 >

平成21年度より、経費節減を図るため包括的民間委託を実施している。その結果、経費節減効果が十分発揮されているため引き続き包括的民間委託を実施するものである。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当町の場合、広域化・共同化のメリットは見込めないと考えているが、国及び県の動向に注視する。併せて、処理区内人口の動向に注視し、最適化に努める。
投資の平準化に関する事項	該当なし。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	引き続き包括的民間委託を実施し経費削減に努める。
その他の取組	該当なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町の料金設定は、県内で最も高く、近隣団体と比較してもかなりの差が生じている。更には、料金の引き上げを行うことは水洗化を妨げる大きな要因ともなりえることから、使用料の改定には慎重を期する必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし。
その他の取組	活用できる補助事業等を検討し適切な財源確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き包括的民間委託を実施すると共に、国及び県の動向に注視しより経済的な事業運営を図るため、情報収集に努める。
職員給与費に関する事項	民間活力を活用し、組織の効率化を図り経費削減に努める。
動力費に関する事項	特になし。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	活用できる補助事業等を検討し適切な財源確保に努める。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費削減、効率化に努める。
その他の取組	国・県の動向、先進地の動向等情報収集を図り経費削減に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、計画期間の中間時である平成32年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、PDCAサイクルを活用し、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	--

南三陸町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南三陸町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	9.53人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1地区(袖浜地区))		
処理場数	1箇所(袖浜浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	震災前、伝谷処理区及び袖浜処理区2地区で事業を実施していた。波伝谷処理区については、平成24年2月復旧困難と判断し約19ha全域を事業廃止した。袖浜処理区については、災害復旧事業により施設を修繕し引き続き事業を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料: 1m ³ につき150円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,150円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,163円
	平成26年度	3,240円		平成26年度	3,244円
	平成27年度	3,240円		平成27年度	3,248円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道事業所下水道係は平成28年度現在5名(正規職員2名・町任期付職員2名・派遣職員1名)で、業務は下水道災害復旧業務、下水道施設維持管理業務、下水道各種申請業務、浄化槽に関する申請・補助金交付業務等である。近年、業務の大部分を占めている災害復旧業務が完了することに伴い、職員数の見直しを行っていくこととしている。
事業運営組織	該当なし。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	包括的民間委託を平成21年度より実施し、施設運営経費の削減に努めている。
	イ 指定管理者制度	包括的民間委託を実施しており、指定管理者制度については未検討。
	ウ PPP・PFI	包括的民間委託を実施しており、指定管理者制度については未検討。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	小規模施設のため費用対効果が図れないと判断しているが、引き続き情報収集を行い利用の可否について検討する。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

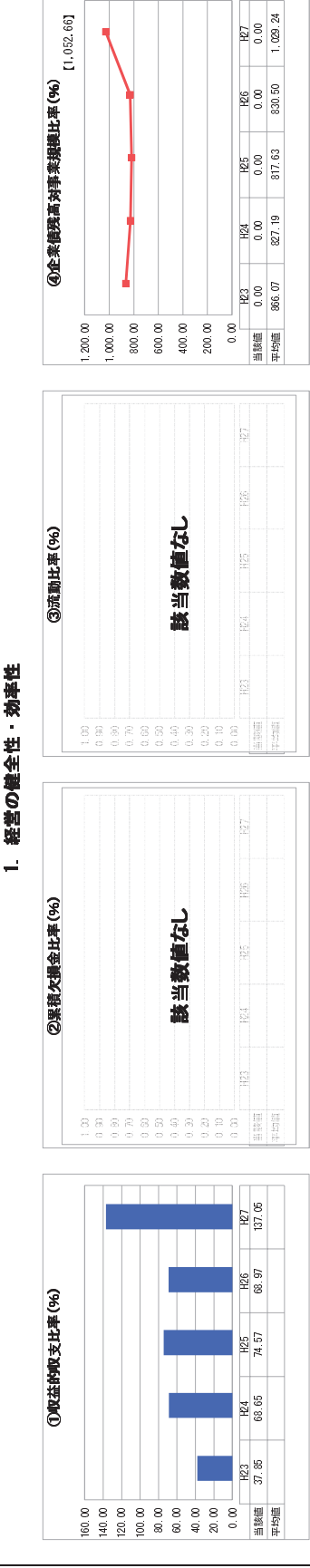
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を次頁に添付します。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

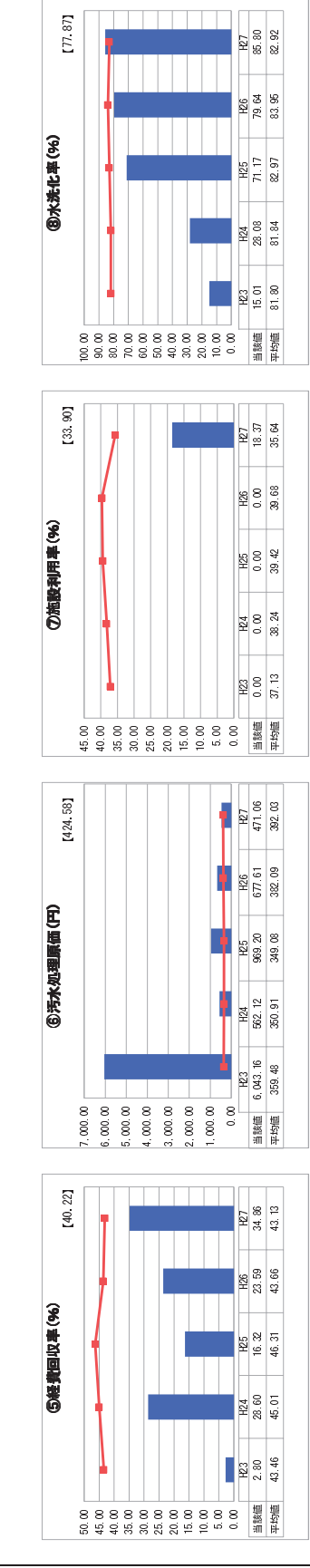
経営比較分析表

宮城県 南三陸町	業種名 法非通用	業種名 下水道事業	類似団体区分 H2	人口 (人) 13,806	面積 (km ²) 163.40	人口密度 (人/km ²) 84.49
	事業名 漁業集落排水	事業名 普及率 (%)	有収率 (%)	処理区域人口 (人) 162	処理区域面積 (km ²) 0.17	処理区域人口密度 (人/km ²) 952.94
	資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	1か月20m ³ 当たり処理料金 (円)			
	-	該当数値なし	1.18	82.52		
			3,240			

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



3. 全体概況

復旧事業及び住宅再建の進捗に合わせ、有収水量、有収水量や人口は回復傾向にあるものの、当該事業等は事業費を把握できないため、引き続き経費削減等の経営努力を進めつつ、復旧から段階的に段階的に改めて経営状況を把握し、健全な経営を営む必要がある。

2箇所あった汚水処理場が被災したため、1箇所は廃止し、1箇所は災害復旧事業により整備している。

営業については、法定耐用年数に達しておらず、不具合等も発生していないことから、引き続き適切な維持管理に努めている。

1. 経営の健全性・効率性について
 ① 収益的収支比率は、東日本大震災以降、経営削減に努めた結果、100%に達している。
 ② 企業債残高対事業総額比率は、経営削減に努めているものの、一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況である。
 ③ ④⑤の各指標についても、復旧事業及び住宅再建の進捗に伴って、人口の回復や経費削減等の経営努力により類似団体平均に近づいていると見える。今後も、復旧事業及び住宅再建の動向を注視し、経営の健全化を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について
 2箇所あった汚水処理場が被災したため、1箇所は廃止し、1箇所は災害復旧事業により整備している。

3. 全体概況
 復旧事業及び住宅再建の進捗に合わせ、有収水量、有収水量や人口は回復傾向にあるものの、当該事業等は事業費を把握できないため、引き続き経費削減等の経営努力を進めつつ、復旧から段階的に段階的に改めて経営状況を把握し、健全な経営を営む必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

<運営基盤の向上>

将来人口の減少、節水型設備の普及による有収水量の減少が確実視される中で、益々厳しい経営が想定される。長期的な視野に立って徹底した経営の効率化・健全化を図る。

<汚水の適正な処理>

快適で衛生的な生活を守るため汚水を適正に処理するために必要な施策を図る。

<水洗化の促進>

公共用水域の水質保全のため下水道未接続者への周知に努める。

<地方公営企業法適用の検討>

人口3万人以上の団体については、平成32年4月までに公営企業会計へ移行を推進されており、3万人未満の団体については、出来る限り移行することとされている。当町においても、メリット、デメリットを整理し移行の可否について検討する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
		(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総収入	10,233	28,530	13,896	16,233	13,738	14,757	14,740	14,722	13,286	13,286	13,286	13,116
	(1) 営業収入	1,767	2,227	2,196	1,891	1,863	1,835	1,808	1,781	1,754	1,728	1,701	1,676
	イ 受託工事収入	1,767	2,227	2,196	1,891	1,863	1,835	1,808	1,781	1,754	1,728	1,701	1,676
	ウ その他												
	(2) 営業外収入	8,466	26,303	11,700	14,342	11,875	12,922	12,932	12,932	11,532	11,558	11,585	11,440
	ア 他会社収入	8,460	21,898	11,700	14,342	11,875	12,922	12,932	12,932	11,532	11,558	11,585	11,440
	イ その他	6	4,405										
	総費用	7,717	13,516	7,477	7,820	6,140	5,967	5,753	5,531	5,325	5,187	5,046	4,895
	(1) 営業費用	5,010	6,389	5,138	5,674	4,194	4,229	4,229	4,229	4,229	4,229	4,229	4,229
	ア 職員給与												
イ その他	5,010	6,389	5,138	5,674	4,194	4,229	4,229	4,229	4,229	4,229	4,229	4,229	
(2) 営業外費用	2,707	7,127	2,339	2,146	1,946	1,738	1,524	1,524	1,302	1,096	958	817	
ア 支払利息	2,707	2,527	2,339	2,146	1,946	1,738	1,524	1,524	1,302	1,096	958	817	
イ その他		4,600											
3 収支差引(A)-(D)	2,516	15,014	6,419	8,413	7,598	8,789	8,987	8,099	9,191	7,961	8,099	8,240	8,221
資本的収入	1 資本的収入	4,519	241	11,118	53,869	284	300	317	334				
	(1) 地方債												
	うち資本費平準化債												
	(2) 他会社資本費補助金	2,325	241	11,118	18,869	284	300	317	334				
	(3) 他会社借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金												
	(6) 工事業負担金			35,000									
	(7) その他	2,194											
	2 資本的支出	7,358	7,301	18,351	64,790	7,882	8,089	8,304	8,304	8,526	6,961	7,099	7,221
(1) 建設改良費	238		10,863	57,108									
(2) 地方債償還金	7,120	7,301	7,488	7,682	7,882	8,089	8,304	8,304	8,526	6,961	7,099	7,221	
(3) 他会社長期借入金返還金													
(4) 他会社計への繰出金													
(5) その他													
3 収支差引(F)-(G)	△ 2,839	△ 7,060	△ 7,234	△ 10,921	△ 7,598	△ 7,789	△ 7,987	△ 7,099	△ 8,191	△ 6,961	△ 7,099	△ 7,240	△ 7,221

投資・財政計画

区分	年度	(単位:千円, %)													
		H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度		
収支再差引	(E)+(I)	△ 323	7,954	△ 815	△ 2,508		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
積立金	(K)	4	3												
前年度からの繰越金	(L)	1,330	1,007	7,400	3,508	1,000									
前年度繰上費用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,003	8,958	6,585	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		7,400	3,508											
実質収支	(N)-(O)	1,003	1,558	3,077	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	69	137	93	105	98	105	105	108	108	108	108	108	108	108
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	1,767	2,227	2,196	1,891	1,863	1,835	1,808	1,754	1,728	1,701	1,676			
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	112,270	104,969	97,481	89,799	81,916	73,827	65,523	50,037	42,938	35,698	28,477			
○他会計繰入金															
区分	年度	(単位:千円)													
		H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度		
収益的収支分		8,460	21,898	11,700	14,342	11,875	12,922	12,932	12,941	11,532	11,558	11,440			
うち基準内繰入金		6,874	9,505	9,498	9,490	9,482	9,473	9,463	9,452	8,023	8,030	7,874			
うち基準外繰入金		1,586	12,393	2,202	4,851	2,393	3,449	3,469	3,489	3,509	3,528	3,566			
資本的収支分		2,325	241	11,118	18,869	284	300	317	334						
うち基準内繰入金		450	241	255	269	284	300	317	334						
うち基準外繰入金		1,875		10,863	18,600										
合計		10,785	22,139	22,818	33,211	12,159	13,222	13,249	13,276	11,532	11,558	11,440			

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<波伝谷処理区既設管撤去事業>

東日本大震災により被災し、事業廃止した波伝谷処理区の既設管等撤去工事を実施し、平成29年度の完了を目指す。

<袖浜処理区管路移設事業>

県営志津川漁港袖浜地区防潮堤整備事業に伴い、既設管路の移設が必要なことから平成27年度調査設計業務を実施し、平成29年度の工事着手完了を目指す。

② 収支計画のうち財源についての説明

<使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項>

袖浜処理区の水洗化率は約8割強まで回復しているが、当初から区域内人口が多くないことから使用料収入の劇的な増収が見込めない状況である。また、経費回収率も年々改善はされているが、汚水処理原価に対し十分な使用料収入が上げることができておらず厳しい経営を続けている状況である。

下水道経営の原則は独立採算性であり、汚水処理費を賄うには下水道使用料の改定も検討せざるを得ない状況である。更には、特定環境保全公共下水道事業等との料金格差が生じていることから、利用者への説明責任を図りながら慎重に検討する必要がある。

<繰入金>

東日本大震災による料金収入の著しい減収及び、町単独費による既設管撤去事業等の実施により一般会計からの繰入金が震災前より増加している。平成30年度以降は維持管理事業が主な業務となるが、料金収入の回復が見込めないことから引き続き震災前よりも一般会計からの繰入金を要すると見込んでいる。

また、繰入金は国が示す繰出基準に基づく繰入が理想的であるが、経営の安定を図るため基準外繰出金を見込んでいる。これは、汚水処理原価に対して十分な使用料収入を上げられない状況が影響しているものである。上記の理由から使用料の早期改定は見込めないため、汚水処理原価削減に努め基準外繰出額の縮減を図り、経営の安定を図るものである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<動力費に関する事項>

平成29年度以降は平成22年度から平成27年度までの平均から動力費を算定。

<修繕費に関する事項>

震災後に実施した災害復旧事業及び平成29年度に実施する管路移設事業により修理・更新したことにより、計画期間内での大規模な修繕はないものと想定した。

<委託費に関する事項>

平成21年度より、経費節減を図るため包括的民間委託を実施している。その結果、経費節減効果が十分発揮されているため引き続き包括的民間委託を実施するものである。

また、管路移設事業により汚泥引抜箇所が減少し委託費の節減が可能となる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当町の場合、広域化・共同化のメリットは見込めないと考えているが、国及び県の動向に注視する。併せて、処理区内人口の動向に注視し、最適化に努める。
投資の平準化に関する事項	平成29年度において、波伝谷処理区既設管撤去事業及び袖浜処理区管路移設事業を予定しているが、その後の計画期間内の投資計画はない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	引き続き包括的民間委託を実施し経費削減に努める。
その他の取組	活用できる補助事業等を検討し適切な財源確保に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	特定環境保全公共下水道使用料及び浄化槽設置・維持管理費用との整合性から、使用料の見直しを図る必要があると考えるが、時期等については使用者への説明責任を図りながら検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし。
その他の取組	活用できる補助事業等を検討し適切な財源確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き包括的民間委託を実施すると共に、国及び県の動向に注視しより経済的な事業運営を図るため、情報収集に努める。
職員給与費に関する事項	民間活力を活用し、組織の効率化を図り経費削減に努める。
動力費に関する事項	特になし。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	活用できる補助事業等を検討し適切な財源確保に努める。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費削減、効率化に努める。
その他の取組	国・県の動向、先進地の動向等情報収集を図り経費削減に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、計画期間の中間時である平成32年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、PDCAサイクルを活用し、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	--